

## 指標 6.3.2

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 6.3.2** 良好な水質を持つ水域の割合

**ターゲット 6.3** 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

**ゴール 6** すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

本指標は、水質汚濁防止法に基づき、国及び地方公共団体が実施する公共用水域の水質調査結果から、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準について達成状況を算出することで表される。

#### ○ 概念

公共用水域とは河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という）とは、カドミニウム、全シアンといった人の健康の保護に関する27の項目について達成し、維持されることが望ましい基準として定められたもの。

生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という）とは、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）や水素イオン濃度といった生活環境を保全するうえで達成し、維持される事が望ましい13の項目について定められた基準。

達成状況とは、健康項目については、全項目（27項目）における調査地点（河川、湖沼、海域）のうち、環境基準を満たした地点の割合で示したものであり、生活環境項目については、有機汚濁物の代表的指標である、BOD又はCODについて、類型指定水域（河川、湖沼、海域）のうち、環境基準を満たした水域の割合で示したものである。

## ○ 根拠及び解釈

健康項目及び生活環境項目は、環境基本法に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められた環境基準であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものであり、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいというものである。また、環境基準は、常に新しい化学的知見の収集に努め、適切な化学的判断が加えられていかなければならないものである。このため、健康項目及び生活環境項目の達成状況から良好な水質を持つ水域の割合を把握できると考えられる。

## データソース及び収集方法

水質汚濁防止法に基づく国及び地方公共団体が実施した公共用水域の水質調査

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

- ・健康項目の達成状況 = 健康項目（27 項目）の達成地点数（河川、湖沼、海域） / 健康項目（27 項目）の調査地点数（河川、湖沼、海域）
- ・生活環境項目の達成状況 = （河川の BOD 達成水域数 + 湖沼及び海域の COD 達成水域数） / （河川の BOD の類型指定水域数 + 湖沼及び海域の COD の類型指定水域数）

### ○ コメントと限界

健康項目の達成状況は観測地点における達成状況を示しており、また、生活環境項目の達成状況においては、類型指定された水域での達成状況を示していることから、類型指定されていない水域などは含まれていない。

## データの詳細集計

健康項目及び生活環境項目においては、測定項目毎に河川、湖沼、海域における集計を実施している。

## **参考**

環境省の HP において、公共用水域の水質測定結果を公表  
(環境省 HP)

<https://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html>

## **データ提供府省**

環境省

## **関連政策府省**

国土交通省、環境省

## **担当国際機関**

国連環境計画 (UNEP)